

障害者自立支援法施行令新旧対照条文 目次

一	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（附則第十四条関係）	1
二	身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）（附則第十五条関係）	6
三	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号） （附則第十六条関係）	24
四	知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第三百三号）（附則第十七条関係）	27
五	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第十八条関係）	42
六	関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（附則第十九条関係）	65
七	銃砲刀劍類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（附則第二十条関係）	66
八	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（附則第二十一条関係）	67
九	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号） （附則第二十二條關係）	68

十	母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）（附則第二十四条関係）	69
十一	水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（附則第二十五条関係）	70
十二	公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号） （附則第二十六条関係）	71
十三	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号） （附則第二十七条関係）	72
十四	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（附則第二十九条関係）	73
十五	臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号） （附則第三十条関係）	75
十六	精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（附則第三十一条関係）	76
十七	日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）（附則第三十二条関係）	77
十八	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号） （附則第三十三条関係）	79

十九	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（附則第三十四条関係）	.....	80
二十	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号） （附則第三十五条関係）	.....	82
二十一	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令 （平成十六年政令第三百十号）（附則第三十六条関係）	.....	84
二十一	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令 （平成十七年政令第二百五十七号）（附則第三十七条関係）	.....	85

改 正 案	現 行
<p>第一条 児童福祉法（以下「法」という。）第六条の二第三項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。</p> <p>第二十二条 法第二十一条の九の四第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</p> <p>第二十三条 法第二十一条の九第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>第二十三条の二 法第二十一条の九の六の政令で定める者は、児童以外の満二十歳に満たない者であつて、満十八歳に達する日前から引き続き次項第一号に掲げる医療の給付又は同項第二号に掲げる医療に要する費用の支給を受けているものとする。</p> <p>② 法第二十一条の九の六の政令で定める事業は、次に掲げる事業とす</p>	<p>第一条 児童福祉法（以下「法」という。）第六条の二第十二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。</p> <p>第二十二条 法第二十一条の三第三項（法第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</p> <p>第二十三条 法第二十一条の九第五項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>第二十三条の二 法第二十一条の九の二の政令で定める者は、児童以外の満二十歳に満たない者であつて、満十八歳に達する日前から引き続き次項第一号に掲げる医療の給付又は同項第二号に掲げる医療に要する費用の支給を受けているものとする。</p> <p>② 法第二十一条の九の二の政令で定める事業は、次に掲げる事業とす</p>

る。

一 法第二十一条の九の六の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付

二 (略)

第二十四条及び第二十五条 削除

る。

一 法第二十一条の九の二の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付

二 (略)

第二十四条 居宅受給者証(法第二十一条の十一第五項に規定する居宅受給者証をいう。以下この条及び次条において同じ。)の交付を受けた居宅支給決定保護者(同項に規定する居宅支給決定保護者をいう。第三項及び次条において同じ。)は、居宅支給決定期間(法第二十一条の十第一項に規定する居宅支給決定期間をいう。第三項及び次条において同じ。)内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、十四日以内に、居宅受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

② 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その居宅受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

③ 居宅受給者証の交付を受けた居宅支給決定保護者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、十四日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

第二十五条 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失つた居宅支給決定保護者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

第二十六条 法第二十一条の二十五第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する行動援護又は同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護（以下この項において「居宅介護等」という。）の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

② 第二十一条の二十五第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する児童デイサービス（以下この項において「児童デイサービス」という。）の措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて適切な児童デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

③ 法第二十一条の二十五第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所（以下この項において「短期入所」という。）の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第三十九条 都道府県又は市町村の支弁する費用に対する国庫又は都道府県の負担又は補助に関しては、法第五十条から第五十五条までに規定するもののほか、この章の定めるところによる。

第四十二条 法第五十三条、第五十三条の三又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について

第二十六条 法第二十一条の二十五第一項に規定する措置のうち児童居宅介護の措置は、当該障害児（法第六条の二第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて適切な児童居宅介護を提供し、又は児童居宅介護の提供を委託して行うものとする。

② 第二十一条の二十五第一項に規定する措置のうち児童デイサービスの措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて適切な児童デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

③ 法第二十一条の二十五第一項に規定する措置のうち児童短期入所の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて適切な児童短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第三十九条 都道府県又は市町村の支弁する費用に対する国庫又は都道府県の負担又は補助に関しては、法第五十条から第五十五条の二までに規定するもののほか、この章の定めるところによる。

第四十二条 法第五十三条、第五十三条の三又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について

て行う。

一 削除

二 法第五十条第五号に掲げる費用については、当該年度において現に法第二十一条の九第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同項の物品の支給に要する費用の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

三〇七（略）

八 法第五十一条第二号に掲げる費用のうち法第二十一条の二十五第一項の措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第五十一条第二号に掲げる費用（法第二十一条の二十五第一項の措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

第四十四条 法第五十三条の二の規定による法第五十条第五号の二に掲げる費用に対する国庫の補助は、各年度において、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が

て行う。

一 法第五十条第四号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十条第一項の規定による育成医療の給付（育成医療に要する費用の支給を含む。）に要する費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第五項の規定による支払命令額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

二 法第五十条第五号に掲げる費用については、当該年度において現に法第二十一条の九第二項第一号の医療に係る給付に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同項第二号の物品の支給に要する費用の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

三〇七（略）

第四十四条 法第五十三条の二又は法第五十五条の二の規定による国庫又は都道府県の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第五十条第五号の二に掲げる費用については、厚生労働大臣が

定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第五項の規定による支払命令額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額について行う。

定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第五項の規定による支払命令額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

二 法第五十一条第一号の二に掲げる法第二十一条の第十一项の居宅生活支援費又は法第二十一条の第十二项の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第二十一条の第十二项第一号（法第二十一条の第十二项において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定居宅支援（法第二十一条の第十一项に規定する指定居宅支援をいう。）又は当該基準該当居宅支援（法第二十一条の第十二项に規定する基準該当居宅支援をいう。）に要した費用（法第二十一条の第十一项に規定する特定費用を除く。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から法第二十一条の第十二项第二号（法第二十一条の第十二项において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

三 法第五十一条第二号に掲げる費用のうち法第二十一条の第二十五第一項の措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第五十一条第二号に掲げる費用（法第二十一条の第二十五第一項の措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額



○身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）新旧対照表  
 （附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十三条 法第十七条の十第三項に規定する当該施設支給決定身体障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設支給決定身体障害者（法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円</p> <p>二 市町村民税世帯非課税者（施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者と同じの世帯に属する者が指定施設支援（法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二十二号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三十二号八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設支給決定身体障害者をいう。次号において同じ。）又は施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者と同じの世帯に属する者が指定施</p>	<p>第十三条 居宅支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等）</p> <p>第十三条 居宅受給者証（法第十七条の五第五項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた居宅支給決定身体障害者（同項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。第三項及び次条において同じ。）は、居宅支給決定期間（法第十七条の四第一項に規定する居宅支給決定期間をいう。第三項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、十四日以内に、居宅受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その居宅受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。</p> <p>3 居宅受給者証の交付を受けた居宅支給決定身体障害者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、十四日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。</p>

設支援があつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。次号及び第四号において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定身体障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定身体障害者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 施設支給決定身体障害者及び当該施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定身体障害者 零

前項第二号又は第三号に掲げる施設支給決定身体障害者のうち、指

定身体障害者更生施設等（法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）、指定知的障害者更生施設等（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。第十七条の四第二項において同じ。）及び郵便貯金（所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。第十七条の四第二項において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限額は、前項の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

3 施設支給決定身体障害者が、当該施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する者（当該施設支給決定身体障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用する場合を含む。

（又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、第一項第二号及び第三号の規定の適用（同項第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する者を、当該施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとする事ができる。

4 法第十七条の十第三項の政令で定めるところにより算定した額は、第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（第二項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める額）額とする。

#### 第十四条 削除

（施設支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等）

第十五条 施設受給者証（法第十七条の十一第五項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた施設支給決定身体障害者は、施設支給決定期間（法第十七条の十第一項に規定する施設支給決定期間をいう。第三項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したとき（法第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第十八条第三項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したときを除く。）は、十四日以内に、施設受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

（居宅受給者証の再交付）

第十四条 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失つた居宅支給決定身体障害者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

（施設支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等）

第十五条 施設受給者証（法第十七条の十一第五項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた施設支給決定身体障害者（同項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）は、施設支給決定期間（法第十七条の十第一項に規定する施設支給決定期間をいう。第三項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したとき（法第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第十八条第三項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したときを除く。）は、十四日以内に、施設受給者証を添

2・3 (略)

(高額施設訓練等支援費の対象となるサービス及び施設訓練等支援費等)

第十七条の二 法第十七条の十三の三第一項に規定する身体障害者施設支援のうち政令で定めるものは、指定施設支援とし、同項に規定する知的障害者施設支援のうち政令で定めるものは、知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援とし、法第十七条の十三の三第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、若しくは施設サービス又は同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、若しくは地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)(次条において「居宅サービス等」と総称する。)とする。

2 法第十七条の十三の三第一項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、法第十七条の十第一項に規定する施設訓練等支援費とし、法第十七条の十三の三第一項に規定する知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、同項に規定する施設訓練等支援費とし、法第十七条の十三の三第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防

えて、市町村にその旨を届け出なければならない。  
2・3 (略)

サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費（次条において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

（高額施設訓練等支援費の支給要件及び支給額等）

第十七条の三 法第十七条の十三の三に規定する高額施設訓練等支援費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額施設訓練等支援費算定基準額を超える場合に施設支給決定身体障害者（施設支給決定身体障害者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この項において同じ。）である場合を除く。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額施設訓練等支援費算定基準額を控除して得た額に施設支給決定身体障害者按分率（施設支給決定身体障害者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額（以下「施設支給決定身体障害者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する施設支給決定身体障害者（施設支給決定身体障害者及びその配偶者である施設支給決定身体障害者が第十三条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。第三号において同じ。）が同一の月に受けた指定施設支援に係る法第十七条の十第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する知的障害者福祉法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者（施設支給決定身体障害者及びその

配偶者である当該施設支給決定知的障害者が第十三条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。）が同一の月に受けた同法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する施設支給決定身体障害者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条及び第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する支給決定障害者等（施設支給決定身体障害者及びその配偶者である施設支給決定障害者等が第十三条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。）が同一の月に受けた障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下この号において「障害福祉サービス」という。）に係る同法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等付費の額並びに同法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に九十分の百（同法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいい、同法附則第八条第一項

の規定により支給する給付を含む。)の合計額を控除して得た額

2| 施設支給決定身体障害者が、次条第二号から第四号までに掲げる者であつて、前項第三号に掲げる額が同条第二号から第四号までに定める額を超えるときは、同項第三号に掲げる額は同条第二号から第四号までに定める額とする。この場合において、施設支給決定身体障害者利用者負担合算額の合算の対象とする同項第三号に掲げる額は、同条第二号から第四号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

3| 施設支給決定身体障害者が、第十三条第一項第三号に掲げる者であつて、当該施設支給決定身体障害者が同一の月に受けたサービスに係る施設支給決定身体障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第一項の規定により当該施設支給決定身体障害者に対して支給されるべき高額施設訓練等支援費の額を超えるときは、当該施設支給決定身体障害者に支給される高額施設訓練等支援費の額は、同項の規定にかかわらず、当該施設支給決定身体障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。

4| 高額施設訓練等支援費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額施設訓練等支援費算定基準額)

第十七条の四 前条第一項の高額施設訓練等支援費算定基準額(次項において「高額施設訓練等支援費算定基準額」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第十三条第一項第一号に掲げる者 三万七千二百円
- 二 第十三条第一項第二号及び第三号に掲げる者(次号に掲げる者を除く。) 二万四千六百円

三 第十三条第一項第三号に掲げる者であつて、その属する世帯に係



る利用者負担世帯合算額が二万四千六百円未満であるものうち、施設支給決定身体障害者利用者負担合算額が一万五千元以上であるもの 一万五千元

四 第十三条第一項第四号に掲げる者 零

2 前項第二号又は第三号に掲げる施設支給決定身体障害者のうち、指

定身体障害者更生施設等に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。

）、指定知的障害者更生施設等に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）又は共同生活援助に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの高額施設訓練等支費算定基準額は、前項の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

（特定入所者食費等給付費の支給）

第十七条の五 法第十七条の十三の四の特定入所者食費等給付費について、市町村は、指定身体障害者更生施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況及び特定入所者（法第十七条の十三の四第一項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めると

<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第十七条の十一第七項</p>	<p>施設支給決定身体障害</p>	<p>特定入所者（第十七条</p>

3 | 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が指定身体障害者更生施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第十七条の十三の四第二項において準用する法第十七条の十一第九項の規定により特定入所者食費等給付費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定入所者食費等給付費を支給しない。

4 | 前三項に規定するもののほか、特定入所者食費等給付費の支給及び指定身体障害者更生施設等の特定入所者食費等給付費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特定入所者食費等給付費の支給に関する読替え）  
 第十七条の六 法第十七条の十三の四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	者	の十三の四第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）
第十七条の十一第八項	施設支給決定身体障害者	特定入所者
第十七条の十一第九項	施設支給決定身体障害者 前項	第十七条の十三の四第二項において準用する前項 特定入所者
第十七条の十一第十項	前条第二項第一号の市町村長が定める基準及び第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及	身体障害者福祉法施行令第十七条の五第一項及び第三項の規定

	<p>び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）</p>	<p>第十七条の十一第十一項</p>	<p>前項</p>
		<p>第十七条の十三の四第二項において準用する前項</p>	

（居宅介護等に関する措置の基準）

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五十二条第二項に規定する居宅介護又は同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

（障害者デイサービスに関する措置の基準）

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（以下この条において「障害者デイサービス」という。）の措置は、当該身体障害者又はその介護を行う者がその自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うもの

（身体障害者居宅介護に関する措置の基準）

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち身体障害者居宅介護の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者居宅介護を提供し、又は身体障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする。

（身体障害者デイサービスに関する措置の基準）

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち身体障害者デイサービスの措置は、当該身体障害者又はその介護を行う者がその自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

とする。

(短期入所に関する措置の基準)

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五  
条第八項に規定する短期入所(以下この条において「短期入所」と  
いう。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置か  
れている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を  
選定して行うものとする。

第二十一条から第二十六条まで 削除

(身体障害者短期入所に関する措置の基準)

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち身体障害者短期入所  
の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている  
環境に応じて適切な身体障害者短期入所を提供することができる施設  
を選定して行うものとする。

(政令で定める機関)

第二十一条 法第十九条の二第一項に規定する病院又は診療所に準ずる  
ものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定  
する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に定  
する指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看  
護を行う者に限る。)

(担当する医療の種類)

第二十二条 法第十九条の二第一項の規定による病院又は診療所の指定  
は、当該病院又は診療所の担当する医療の種類を定めて行うものとな  
る。

2 法第十九条の二第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた病  
院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所の担当する医療の種類  
を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都  
道府県知事の承認を受けなければならない。

(届出)

第二十三条 指定医療機関の開設者（国を除く。以下同じ。）は、当該医療機関の名称又は所在地に変更があつた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(指定辞退の申出)

第二十四条 法第十九条の二第三項の規定により指定を辞退しようとする指定医療機関の開設者は、その旨を、その所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

(費用の負担が行われなかつた場合の市町村長に対する通知)

第二十五条 法第十九条第一項の規定による更生医療の給付を受けた身体障害者又はその扶養義務者が、法第三十八条第一項の規定により支払を命ぜられた額を、支払期限までに指定医療機関に支払わなかつたときは、当該指定医療機関は、その旨を遅滞なく市町村長に通知しなければならない。

(医療に関する審査機関)

第二十六条 法第十九条の五第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会とする。

(厚生労働省令への委任)

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この政令に定めるもののほか、身体障害者更生相談所、身体障害者手帳、施設受給者証及び身体障害者更生援護施設について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県又は国の負担)

第三十条 法第三十七条又は第三十七条の二の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一(一) (略)

三 法第三十五条第二号に掲げる費用のうち法第十八条第一項、第三項及び第四項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第三十五条第二号に掲げる費用(法第十八条第一項、第三項又は第四項の行政措置に要する費用に限る。)の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第三十八条第四項の規定による徴収金の額を控除した額

四 法第三十五条第二号の二に掲げる費用のうち法第十七条の十第一項の施設訓練等支援費の支給に要する費用については、同条第二項第一号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額(その額が当該年度において現に当該指定施設支援に要した費用(同条第一項に規定する特定費用を除く。)の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から同条第二項第二号に掲げる厚生労働省令で定めるところにより算定した額(同条第三項の規定が適用される場合にあつては第十三条第一項各号に掲げる者の区

第二十九条 この政令に定めるもののほか、身体障害者更生相談所、身体障害者手帳、居宅受給者証、施設受給者証、更生医療及び身体障害者更生援護施設について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県又は国の負担)

第三十条 法第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一(一) (略)

三 法第三十五条第二号に掲げる費用のうち法第十八条第三項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第三十五条第二号に掲げる費用(法第十八条第三項の行政措置に要する費用に限る。)の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第三十八条第四項の規定による徴収金の額を控除した額

四 法第三十五条第二号の二に掲げる費用のうち法第十七条の十第一項の施設訓練等支援費の支給に要する費用については、同条第二項第一号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額(その額が当該年度において現に当該指定施設支援(同条第一項に規定する指定施設支援をいう。)に要した費用(同項に規定する特定日常生活費を除く。)の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から同条第二項第二号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

分に応じ、当該各号に定める額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する額）とし、法第十七条の十三の二の規定が適用される場合にあつては法第十七条の十第二項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額とする。）を控除した額

四の二 法第三十五条第二号の二に掲げる費用のうち法第十七条の十三の三第一項又は第十七条の十三の四第一項の高額施設訓練等支費又は特定入所者食費等給付費の支給に要する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

五 法第三十五条第二号に掲げる費用のうち法第二十条の行政措置に要する費用については、同条第一項の規定による補装具の交付又は修理（補装具の購入又は修理に要する費用を含む。）に要する費用の額の合計額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第三十八条第一項の規定による支払命令額及び同条第四項の規定による徴収金の額並びに当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

六 法第三十五条第二号若しくは第四号若しくは第三十六条第三号若しくは第四号に掲げる費用（第一号及び第二号に規定する費用を除く。）又は同条第二号に掲げる費用のうち身体障害者更生相談所の運営に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超える

五 法第三十五条第二号に掲げる費用のうち法第十九条又は第二十条の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第十九条第一項の規定による更生医療の給付（更生医療に要する費用の支給を含む。）に要する費用の額及び法第二十条第一項の規定による補装具の交付又は修理（補装具の購入又は修理に要する費用の支給を含む。）に要する費用の額の合計額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第三十八条第一項の規定による支払命令額及び同条第四項の規定による徴収金の額並びに当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

六 法第三十五条第二号若しくは第四号若しくは第三十六条第三号若しくは第四号に掲げる費用（第一号から第三号までに規定する費用及び法第十九条の五の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）又は法第三十六条第二号に掲げる費用のうち身体障害者更生相談所の運営に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額



ときは、当該費用の額とする。

七 (略)

第三十二条 削除

(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。) を超えるときは、当該費用の額とする。

七 (略)

(都道府県又は国の補助)

第三十二条 法第三十七条第二項又は第三十七条の二第二項の規定による

都道府県又は国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第三十五条第二号に掲げる費用のうち法第十八条第一項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第三十五条第二号に掲げる費用(法第十八条第一項の行政措置に要する費用に限る。)の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第三十八条第四項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

二 法第三十五条第二号の二に掲げる費用のうち法第十七条の四第一項の居宅生活支援費又は法第十七条の六第一項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第十七条の四第二項第一号(法第十七条の六第二項において準用する場合を含む。)に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額(その額が当該年度において現に当該指定居宅支援(法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援をいう。)又は当該基準該当居宅支援(法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。)に要した費用(法第十七条の四第一項に規定する特定費用を除く。)の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から法第十七条の四第二項第二号(法第十七条の六第二項において準用する場合を含む。))

む。)に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

(大都市等の特例)

第三十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第四十三条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の二十八第一項から第五項までに定めるところによる。

2 (略)

(大都市等の特例)

第三十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第四十三条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の二十八第一項から第六項までに定めるところによる。

2 (略)

改正案	現行
<p>第四条 削除</p>	<p>第四条 法第三十二条第一項に規定する病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（次条第三項において「指定訪問看護事業者」という。）</p> <p>二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条第五項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局</p> <p>三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。次条第三項において「介護訪問看護事業者」という。）</p> <p>四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三条第一項の規定による療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局</p> <p>五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十条第一項第一号及び第二号（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる医療機関又は薬局</p> <p>六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第五十七条第一項第一号及び第二号に掲げる医療機関又は薬局</p>

七 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定された病院若しくは診療所又は薬局

第四条の二 都道府県知事は、法第三十二条第三項による申請を受けたときは、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が申請書を受理した日から一月以内に同条第一項の規定によつて費用を負担するかどうかを決定し、負担すべき旨を決定したときは速やかに患者票を申請者に交付し、負担しない旨を決定したときは速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定による患者票の交付は、その申請を受理した市町村長を経由して行わなければならない。

3 法第三十二条第一項の規定によつて費用の負担を受けている者又はその保護者は、その医療を受ける病院若しくは診療所若しくは薬局又は指定訪問看護事業者若しくは介護訪問看護事業者を変更しようとするときは、あらかじめ、精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一項の患者票の交付を受けた者は、その精神障害者について医療を受ける必要がなくなつたときは、速やかに、患者票を精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事に返納しなければならない。

第四条の三 法第三十二条の二第三項に規定する政令で定める者は、国民健康保険団体連合会又は国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第五条 法第三十二条の三の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のため

第五条 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請は、精神障害者の居住地（居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）を経由して行わなければならない。

第十四条（略）

2 第五条、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

の寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算定基準に従つて行なうものとする。

2 第一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条の二 第四条から前条までに定めるもののほか、法第三十二条第一項の医療について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五条の三 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請は、精神障害者の居住地（居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。）を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

第十四条（略）

2 第四条の二第二項から第四項まで、第五条の三、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（指定施設支援に係る負担上限月額）</p> <p>第三条 法第十五条の十一第三項に規定する当該施設支給決定知的障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設支給決定知的障害者（法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円</p> <p>二 市町村民税世帯非課税者（施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同一の世帯に属する者が指定施設支援（法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設支給決定知的障害者をいう。次号において同じ。）又は施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同一の世帯に属する者が指定</p>	<p>（居宅支給決定知的障害者の居住地の変更の届出等）</p> <p>第三条 居宅受給者証（法第十五条の六第五項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた居宅支給決定知的障害者（同項に規定する居宅支給決定知的障害者をいう。第三項及び次条において同じ。）は、居宅支給決定期間（法第十五条の五第一項に規定する居宅支給決定期間をいう。第三項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、十四日以内に、居宅受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その居宅受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。</p> <p>3 居宅受給者証の交付を受けた居宅支給決定知的障害者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、十四日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。</p>

施設支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。次号及び第四号において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定知的障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定知的障害者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 施設支給決定知的障害者及び当該施設支給決定知的障害者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設支給決定知的障害者 零

2 | 前項第二号又は第三号に掲げる施設支給決定知的障害者のうち、指

定知的障害者更生施設等（法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）、指定身体障害者更生施設等（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。第七条の四第二項において同じ。）及び郵便貯金（所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。第七条の四第二項において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額、前項の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で施設支給決定知的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

3

施設支給決定知的障害者が、当該施設支給決定知的障害者と同一の世帯に属する者（当該施設支給決定知的障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用する場合を含む。



（又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、第一項第二号及び第三号の規定の適用（同項第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、施設支給決定知的障害者と同一の世帯に属する者を、当該施設支給決定知的障害者と同一世帯に属するその配偶者のみであるものとする事ができる。

4 法第十五条の十一第三項の政令で定めるところにより算定した額は、第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（第二項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める額）とする。

#### 第四条 削除

（施設支給決定知的障害者の居住地の変更の届出等）

第五条 施設受給者証（法第十五条の十二第五項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた施設支給決定知的障害者は、施設支給決定期間（同条第三項第一号に規定する期間をいう。第三項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、十四日以内に、施設受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

2・3 (略)

（居宅受給者証の再交付）

第四条 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失つた居宅支給決定知的障害者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

（施設支給決定知的障害者の居住地の変更の届出等）

第五条 施設受給者証（法第十五条の十二第五項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた施設支給決定知的障害者（同項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）は、施設支給決定期間（同条第三項第一号に規定する期間をいう。第三項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、十四日以内に、施設受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

2・3 (略)

(厚生労働省令への委任)

第七条 この政令に定めるもののほか、施設受給者証について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額施設訓練等支援費の対象となるサービス及び施設訓練等支援費等)

第七条の二 第十五条の十四の三第一項に規定する知的障害者施設支援のうち政令で定めるものは、指定施設支援とし、同項に規定する身体障害者施設支援のうち政令で定めるものは、身体障害者福祉法第十条の十第一項に規定する指定施設支援とし、第十五条の十四の三第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)(若しくは施設サービス又は同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)(若しくは地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)(次条において「居宅サービス等」と総称する。))とする。

2 第十五条の十四の三第一項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、第十五条の十一第一項に規定する施設訓練等支援費とし、第十五条の十四の三第一項に規定する身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する施設訓練等支援費のうち政令で定めるものは、同項に規定する施設訓練等支援費とし、第十五条の十四の三第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費

(厚生労働省令への委任)

第七条 この政令に定めるもののほか、居宅受給者証及び施設受給者証について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費（次条において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

（高額施設訓練等支援費の支給要件及び支給額等）

第七条の三 法第十五条の十四の三に規定する高額施設訓練等支援費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額施設訓練等支援費算定基準額を超える場合に施設支給決定知的障害者（施設支給決定知的障害者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この項において同じ。）又は施設支給決定身体障害者（身体障害者福祉法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下この項において同じ。）である場合を除く。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額施設訓練等支援費算定基準額を控除して得た額に施設支給決定知的障害者按分率（施設支給決定知的障害者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額（以下「施設支給決定知的障害者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する施設支給決定知的障害者（施設支給決定知的障害者及びその配偶者である施設支給決定知的障害者が第三条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。第三号において同じ。）が同一の月に受けた指定施設支援に係る法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た

額

二 同一の世帯に属する施設支給決定身体障害者（施設支給決定知的障害者及びその配偶者である施設支給決定身体障害者が第三条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。）が同一の月に受けた身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する施設支給決定知的障害者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する支給決定障害者等（施設支給決定知的障害者及びその配偶者である支給決定障害者等が第三条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。）が同一の月に受けた障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下この号において「障害福祉サービス」という。）に係る同法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに同法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に九十分の百（同法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内にお

いて市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等(同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいい、同法附則第八条第一項の規定により支給する給付を含む。)の合計額を控除して得た額

2 施設支給決定知的障害者が、次条第二号から第四号までに掲げる者であつて、前項第三号に掲げる額が同条第二号から第四号までに定める額を超えるときは、同項第三号に掲げる額は同条第二号から第四号までに定める額とする。この場合において、施設支給決定知的障害者利用者負担合算額の合算の対象とする同項第三号に掲げる額は、同条第二号から第四号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

3 施設支給決定知的障害者が、第三条第一項第三号に掲げる者であつて、当該施設支給決定知的障害者が同一の月に受けたサービスに係る施設支給決定知的障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第一項の規定により当該施設支給決定知的障害者に対して支給されるべき高額施設訓練等支援費の額を超えるときは、当該施設支給決定知的障害者に支給される高額施設訓練等支援費の額は、同項の規定にかかわらず、当該施設支給決定知的障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。

4 高額施設訓練等支援費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額施設訓練等支援費算定基準額)

第七条の四 前条第一項の高額施設訓練等支援費算定基準額(次項において「高額施設訓練等支援費算定基準額」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第三条第一項第一号に掲げる者 三万七千二百円

二 第三条第一項第二号及び第三号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 第三条第一項第三号に掲げる者であつて、その属する世帯に係る利用者負担世帯合算額が二万四千六百円未満であるものうち、施設支給決定知的障害者利用者負担合算額が一万五千元以上であるもの 一万五千元

四 第三条第一項第四号に掲げる者 零

2 前項第二号又は第三号に掲げる施設支給決定知的障害者のうち、指定的障害者更生施設等入所する者（指定的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）指定身体障害者更生施設等に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）又は共同生活援助に係る支給決定を受けた者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの高額施設訓練等支援費算定基準額は、前項の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設支給決定的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設支給決定的障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

（特定入所者食費等給付費の支給）

第七条の五 法第十五条の十四の四の特定入所者食費等給付費について、市町村は、指定的障害者更生施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均

的な家計における食費及び居住に要する費用の状況及び特定入所者（法第十五条の十四の四第一項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除した額（その額が現に食事の提供及び居住に要する費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）を支給する。

2 厚生労働大臣は、食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を定めた後に、指定知的障害者更生施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらの額を改定しなければならない。

3 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が指定知的障害者更生施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第十五条の十四の四第二項において準用する法第十五条の十二第九項の規定により特定入所者食費等給付費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定入所者食費等給付費を支給しない。

4 前三項に規定するもののほか、特定入所者食費等給付費の支給及び指定知的障害者更生施設等の特定入所者食費等給付費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特定入所者食費等給付費の支給に関する読替え）

第七条の六 法第十五条の十四の四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える

読み替えられる字句

読み替える字句

規定	第十五条の十二第七項	第十五条の十二第八項	第十五条の十二第九項	第十五条の十二第十項
施設支給決定知的障害者	施設支給決定知的障害者	施設支給決定知的障害者	施設支給決定知的障害者	前条第二項第一号の市町村長が定める基準及び第十五条の二十六に規定する指定知的障害
特定入所者（第十五条の十四の四第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）	特定入所者	当該指定知的障害者更生施設等における食事の提供及び居住に要した費用	第十五条の十四の四第二項において準用する前項	知的障害者福祉施行令第七条の五第一項及び第三項の規定



第十五条の十二第十一項	前項	第十五条の十四の四第二項において準用する前項	<p>者更生施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援に取扱いに関する部分に限る。）</p>
-------------	----	------------------------	--

（居宅介護等に関する措置の基準）

第八条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する行動援護又は同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

（障害者デイサービスに関する措置の基準）

第九条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（以下この条において「障害者デイサービス」という。）の措置は、当該知的障害者又はその介護を行う者の自立の促進、生活の改善等を図ることができるよう、当該知的障害者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な障害者デイサービスを

（知的障害者居宅介護に関する措置の基準）

第八条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち知的障害者居宅介護の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者居宅介護を提供し、又は知的障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする。

（知的障害者デイサービスに関する措置の基準）

第九条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち知的障害者デイサービスの措置は、当該知的障害者又はその介護を行う者の自立の促進、生活の改善等を図ることができるよう、当該知的障害者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な知的障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

提供することができる施設を選定して行うものとする。

(短期入所に関する措置の基準)

第十条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所(以下この条において「短期入所」という。)の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(共同生活援助に関する措置の基準)

第十一条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち共同生活援助の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。

(都道府県又は国の負担)

第十二条 法第二十五条又は第二十六条の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 (略)

二 法第二十二條第一号の三又は第二号に掲げる法第十五条の三十二第一項又は第十六条第一項第二号の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二條第一号の三又は第二号に掲げる費用(法第十五条の三十二第一項又は第十六条第一項第二号の行政措置に要する費用に限る。)の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための

(知的障害者短期入所に関する措置の基準)

第十条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち知的障害者短期入所の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(知的障害者地域生活援助に関する措置の基準)

第十一条 法第十五条の三十二第一項に規定する措置のうち知的障害者地域生活援助の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者地域生活援助を提供し、又は知的障害者地域生活援助の提供を委託して行うものとする。

(都道府県又は国の負担)

第十二条 法第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 (略)

二 法第二十二條第二号に掲げる法第十六条第一項第二号の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二條第二号に掲げる費用(法第十六条第一項第二号の行政措置に要する費用に限る。)の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の

収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七条の規定による徴収金の額を控除した額

三 法第二十二條第一号の二に掲げる法第十五條の十一第一項の施設訓練等支援費の支給に要する費用については、同条第二項第一号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定施設支援に要した費用（同条第一項に規定する特定費用を除く。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から同条第二項第二号に掲げる厚生労働省令で定めるところにより算定した額（同条第三項の規定が適用される場合にあつては第三条第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する額）とし、法第十五條の十四の二の規定が適用される場合にあつては法第十五條の十一第二項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村が定めた額とする。）を控除した額

四 法第二十二條第一号の二に掲げる費用のうち法第十五條の十四の三第一項又は第十五條の十四の四第一項の高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に要する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

### 第十三条 削除

額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七条の規定による徴収金の額を控除した額

三 法第二十二條第一号の三に掲げる法第十五條の十一第一項の施設訓練等支援費の支給に要する費用については、同条第二項第一号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定施設支援（同条第一項に規定する指定施設支援をいう。）に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から同条第二項第二号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

（都道府県又は国の補助）

第十三条 法第二十五條第二項又は第二十六條第二項の規定による都道府県又は国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十二條第一号の四に掲げる法第十五條の三十二第一項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二條第一号の四に掲げる費用（法第十五條の三十二第一項の行政措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七條の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

二 法第二十二條第一号の二に掲げる費用のうち法第十五條の五第一項の居宅生活支援費又は法第十五條の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第十五條の五第二項第一号（法第十五條の七第二項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定居宅支援（法第十五條の五第一項に規定する指定居宅支援をいう。）又は当該基準該当居宅支援（法第十五條の七第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。）に要した費用（法第十五條の五第一項に規定する特定費用を除く。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から法第十五條の五第二項第二号（法第十五條の七第二項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉に関する事務）                      第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児相談支援事業等（以下この条において「障害児相談支援事業等」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令</p>	<p>（児童福祉に関する事務）                      第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、指定都市が行う同法第六条の二第六項に規定する児童居宅生活支援事業等（以下この条において「児童居宅生活支援事業等」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令</p>

、指定都市が設置する児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により児童福祉法第二十一条の九の四第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同条第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

### 3 5 (略)

6 第一項の場合においては、児童福祉法第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第五十四条並びに第五十五条の規定は、これを適用しない。

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「障害児相談支援

、指定都市が設置する児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により児童福祉法第二十一条の第三項（同法第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同法第二十一条の第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

### 3 5 (略)

6 第一項の場合においては、児童福祉法第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第五十四条、第五十五条並びに第五十五条の二の規定は、これを適用しない。

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「児童居宅生活支

事業等を行う者」とあるのは「障害児相談支援事業等を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による障害児相談支援事業等についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による障害児相談支援事業等の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

#### （身体障害者の福祉に関する事務）

第七百七十四条の二十八 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十

援事業等を行う者」とあるのは「児童居宅生活支援事業等を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童居宅生活支援事業等についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童居宅生活支援事業等の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

#### （身体障害者の福祉に関する事務）

第七百七十四条の二十八 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十

八号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十一条の規定による同法第九条第五項に規定する身体障害者更生相談所(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者更生相談所」という。))の設置、同法第十一条の二第一項の規定による同法第九条第五項に規定する身体障害者福祉司(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者福祉司」という。))の設置、指定都市が行う同法第二十六条第一項に規定する身体障害者相談支援事業等(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者相談支援事業等」という。))に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに指定都市が設置する同法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者更生援護施設」という。))に係る同法第四十一条の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第四項及び第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。))は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、指定都市は、身体障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十条第一項第二号(イを除く。))及び第三項の規定は、当該指定都市に、同法第十一条第二項(同法第十条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務

八号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十一条の規定による同法第九条第五項に規定する身体障害者更生相談所(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者更生相談所」という。))の設置、同法第十一条の二第一項の規定による同法第九条第五項に規定する身体障害者福祉司(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者福祉司」という。))の設置、指定都市が行う同法第二十六条第一項に規定する身体障害者居宅生活支援事業等(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者居宅生活支援事業等」という。))に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに指定都市が設置する同法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設(以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者更生援護施設」という。))に係る同法第四十一条の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第五項及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。))は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により身体障害者福祉法第十九条の五第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同条第三項の意見の聴取に關し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第一項の場合においては、指定都市は、身体障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十条第一項第二号(イを除く。))及び第三項の規定は、当該指定都市に、同法第十一条第二項(同法第十条第一項第二号ロからニまでに掲げる業



並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二條第二項及び第三項、第二十六條第一項並びに第七十四條に規定する業務に係る部分に限る。)及び第三項並びに身体障害者福祉法施行令第二条の規定は、当該身体障害者更生相談所にこれを準用する。

3| 第一項の場合においては、指定都市は、前項の規定により設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置くことができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十一条の第二第三項(第一号を除く。)の規定は、当該身体障害者福祉司にこれを準用する。

4| 第一項の場合においては、身体障害者福祉法第十六条第四項及び第三十七条の規定は、これを適用しない。

5| 第一項の場合においては、身体障害者福祉法第二十六条及び第二十六条の二中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第二十七条第三項及び第五項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第三十九条第一項及び第四十条中「身体障害者相談支援事業等を行う者」とあるのは「身体障害者相談支援事業等を行う者(都道府県を除く。)」と、身体障害者福祉法施行令第九条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「指定都市の区域から当該指定都市の区域外に、又は指定都市の区域外から指定都市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(新居住地が指定都市の区域にあるときは、当該指定都市の市長)」と、同条第六項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は指定都市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事(旧居住地が指定都市の区域にあつたときは、当該指定都市の市長)」と、同令第二十八条第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長(指定都市の市長を除く。)」と読み替えるものとする。

6| 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五

務に係る部分に限る。)及び第三項並びに身体障害者福祉法施行令第二条の規定は、当該身体障害者更生相談所にこれを準用する。

4| 第一項の場合においては、指定都市は、前項の規定により設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置くことができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十一条の第二第三項(第一号を除く。)の規定は、当該身体障害者福祉司にこれを準用する。

5| 第一項の場合においては、身体障害者福祉法第十六条第四項及び第三十七条の規定は、これを適用しない。

6| 第一項の場合においては、身体障害者福祉法第二十六条及び第二十六条の二中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第二十七条第三項及び第五項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第三十九条第一項及び第四十条中「身体障害者居宅生活支援事業等を行う者」とあるのは「身体障害者居宅生活支援事業等を行う者(都道府県を除く。)」と、身体障害者福祉法施行令第九条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「指定都市の区域から当該指定都市の区域外に、又は指定都市の区域外から指定都市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(新居住地が指定都市の区域にあるときは、当該指定都市の市長)」と、同条第六項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は指定都市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事(旧居住地が指定都市の区域にあつたときは、当該指定都市の市長)」と、同令第二十八条第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長(指定都市の市長を除く。)」と読み替えるものとする。

7| 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五

十二条の十九第二項の規定により、身体障害者福祉法第三十九条第一項の規定による身体障害者相談支援事業等についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第四十条の規定による身体障害者相談支援事業等の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用せず、同法第四十一条第一項の規定による身体障害者更生援護施設の事業の停止又は廃止についての都道府県知事の命令については、これらの命令に代えて厚生労働大臣の命令を受けるものとする。

(知的障害者の福祉に関する事務)

第七百七十四条の三十の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法及び知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第三百三号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による同法第九条第四項に規定する知的障害者更生相談所（以下この条及び第七百七十四条の四十九の人において「知的障害者更生相談所」という。）の設置、同法第十三条第一項の規定による同法第九条第四項に規定する知的障害者福祉司（以下この条及び第七百七十四条の四十九の人において「知的障害者福祉司」という。）の設置並びに指定都市が行う同法第十八条に規定する知的障害者相談支援事業（以下この条及び第七百七十四条の四十九の人において「知的障害者相談支援事業」という。）に係る同法第二十一条の二の規定による質問等及び同法第二十一条の三の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項及び第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に

十二条の十九第二項の規定により、身体障害者福祉法第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第四十条の規定による身体障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用せず、同法第四十一条第一項の規定による身体障害者更生援護施設の事業の停止又は廃止についての都道府県知事の命令については、これらの命令に代えて厚生労働大臣の命令を受けるものとする。

(知的障害者の福祉に関する事務)

第七百七十四条の三十の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法及び知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第三百三号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による同法第九条第四項に規定する知的障害者更生相談所（以下この条及び第七百七十四条の四十九の人において「知的障害者更生相談所」という。）の設置、同法第十三条第一項の規定による同法第九条第四項に規定する知的障害者福祉司（以下この条及び第七百七十四条の四十九の人において「知的障害者福祉司」という。）の設置並びに指定都市が行う同法第十八条に規定する知的障害者居宅生活支援事業等（以下この条及び第七百七十四条の四十九の人において「知的障害者居宅生活支援事業等」という。）に係る同法第二十一条の二の規定による質問等及び同法第二十一条の三の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項及び第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は

関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、指定都市は、知的障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、知的障害者福祉法第十一条第一項第二号（イを除く。）の規定は、当該指定都市に、同法第十二条第二項（同法第十一条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務に係る部分に限る。）及び第三項並びに知的障害者福祉法施行令第二条の規定は、当該知的障害者更生相談所にこれを準用する。

3・4 (略)

- 5 第一項の場合においては、知的障害者福祉法第十八条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第十九条第二項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「知的障害者相談支援事業を行う者」とあるのは「知的障害者相談支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

- 6 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、知的障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による知的障害者相談支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第二十一条の三の規定による知的障害者相談支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

(母子保健に関する事務)

第七百七十四条の三十一の三 (略)

- 2 指定都市の市長は、前項の規定により母子保健法第二十条第七項に

、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、指定都市は、知的障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、知的障害者福祉法第十一条第一項第二号（イを除く。）の規定は、当該指定都市に、同法第十二条第二項（同法第十一条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務に係る部分に限る。）及び第三項並びに知的障害者福祉法施行令第二条の規定は、当該知的障害者更生相談所にこれを準用する。

3・4 (略)

- 5 第一項の場合においては、知的障害者福祉法第十八条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第十九条第二項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「知的障害者居宅生活支援事業等を行う者」とあるのは「知的障害者居宅生活支援事業等を行う者（都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

- 6 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、知的障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による知的障害者居宅生活支援事業等についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第二十一条の三の規定による知的障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

(母子保健に関する事務)

第七百七十四条の三十一の三 (略)

- 2 指定都市の市長は、前項の規定により母子保健法第二十条第六項に

において準用する児童福祉法第二十一条の九の四第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同条第三項の意見の聴取に  
関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金  
と契約を締結するものとする。

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定  
により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害  
者自立支援法第二章第一節、第二節第三款及び第五款並びに第三節並  
びに第四章並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)  
の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第七  
十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、指  
定都市が行う同法第七十九条第一項第一号に規定する障害福祉サービ  
ス事業に係る同法第八十一条の規定による質問等及び同法第八十二条  
の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。)とする。こ  
の場合においては、第三項及び第四項において特別の定めがあるもの  
を除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる  
事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市  
に適用があるものとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により障害者自立支援法第七十三条  
第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同条  
第三項の意見の聴取に  
関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会  
保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第一項の場合においては、障害者自立支援法第九十四条第一項(第  
二号を除く。)の規定は、これを適用しない。

4 第一項の場合においては、障害者自立支援法第十一条第一項中「自

において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による事務を  
管理し及び執行する場合には、同条第三項の意見の聴取に  
関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契  
約を締結するものとする。

3 (略)

第七百七十四条の三十二及び第七百七十四条の三十三 削除

立支援給付に關して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する更生医療に係る自立支援医療費の支給を除く。以下この項において同じ。）に關して」と、同条第二項中「自立支援給付に關して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する更生医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）に關して」と、「自立支援給付対象サービス等」とあるのは、「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

5 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、障害者自立支援法第八十一条第一項の規定による障害福祉サービス事業についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第八十二条の規定による障害福祉サービス事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

#### 第七百七十四条の三十三 削除

（精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務）

第七百七十四条の三十六の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健

（精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務）

第七百七十四条の三十六の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健

及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五号）並びに発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の七の規定による精神病院の設置、同法第四十九条第三項の規定による技術的事項についての協力等、指定都市が設置する精神障害者社会復帰施設に係る同法第五十条の二の四の規定による質問等及び同法第五十条の二の五の規定による設備又は運営の改善の命令等並びに発達障害者支援法第十条第二項の規定による就労のための準備に係る措置に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同令並びに発達障害者支援法中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、指定都市は、条例で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条第一項に規定する地方精神保健福祉審議会（以下この条において「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができ、又は精神医療審査会を置くものとする。

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条第二項の規定は、前項の規定により指定都市に置かれる地方精神保健福祉審議会に、同法第十三条及び第十四条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第二条の規定は、同項の規定により指定都市に置かれる精神医療審査会にこれを準用する。この場合においては、同法第九条第

及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五号）並びに発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の七の規定による精神病院の設置、同法第四十九条第三項の規定による技術的事項についての協力等、指定都市が設置する精神障害者社会復帰施設に係る同法第五十条の二の四の規定による質問等及び同法第五十条の二の五の規定による設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が行う同法第五十条の第三項に規定する精神障害者居宅生活支援事業（以下この条及び第七十四条の四十九の二において「精神障害者居宅生活支援事業」という。）に係る同法第五十条の三の三の規定による質問等及び同法第五十条の三の四の規定による制限又は停止の命令並びに発達障害者支援法第十条第二項の規定による就労のための準備に係る措置に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同令並びに発達障害者支援法中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、指定都市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条第一項に規定する地方精神保健福祉審議会（以下この条において「地方精神保健福祉審議会」という。）及び精神医療審査会を置くものとする。

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条第二項、第十条及び第十一条の規定は、前項の規定により指定都市に置かれる地方精神保健福祉審議会に、同法第十三条及び第十四条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第二条の規定は、同項の規定により指定都市に置かれる精神医療審査会にこれを準用する。この場合にお

二項及び第十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第一項の場合においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条第二項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第五条、第六条の二、第八条第一項及び第三項、第九条第三項、第十条第三項並びに第十条の二第二項並びに発達障害者支援法第五条第五項の規定は、これを適用しない。

6 第一項の場合においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の九第二項（同法第三十三条の五において準用する場合を含む。）及び第五十三条第一項中「地方精神保健福祉審議会」とあるのは「指定都市に置かれる地方精神保健福祉審議会」と、同法第三十八条の三、第三十八条の五及び第五十三条第一項中「精神医療審査会」とあるのは「指定都市に置かれる精神医療審査会」と、同法第五十条第二項及び第四項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第五十条の二の四第一項中「精神障害者社会復帰施設」とあるのは「精神障害者社会復帰施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十条の二の五第一項中「精神障害者社会復帰施設を設置者」とあるのは「精神障害者社会復帰施設（都道府県を設置者）とあるのは「精神障害者社会復帰施設（都道府県を除く。）」と、同法第五十一条第一項中「精神障害者社会復帰施設を設置者」とあるのは「精神障害者社会復帰施設（都道府県を除く。）」と、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第二項中「市町村長を経由して、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同条第三項中「市町村長」とあるのは「指定都市の市長」と、同条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「指定都市の区域から当該指定都市の区域外に、又は指定都市の区域外か

いては、同法第九条第二項、第十条第三項及び第十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第一項の場合においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条第二項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第四条の二第二項、第五条の三、第六条の二、第八条第一項及び第三項、第九条第三項、第十条第三項並びに第十条の二第二項並びに発達障害者支援法第五条第五項の規定は、これを適用しない。

6 第一項の場合においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の九第二項（同法第三十三条の五において準用する場合を含む。）第五十条の二の五第二項、第五十条の三の四第二項及び第五十三条第一項中「地方精神保健福祉審議会」とあるのは「指定都市に置かれる地方精神保健福祉審議会」と、同法第三十二条第三項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十八条の三、第三十八条の五及び第五十三条第一項中「精神医療審査会」とあるのは「指定都市に置かれる精神医療審査会」と、同法第五十条第二項及び第四項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第五十条の二の四第一項中「精神障害者社会復帰施設」とあるのは「精神障害者社会復帰施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十条の二の五第一項中「精神障害者社会復帰施設（都道府県を除く。）」と、同法第五十条の三第一項及び第三項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第五十条の三の三第一項及び第五十条の三の四第一項中「精神障害者居宅生活支援事業を行う者」とあるのは「精神障害者居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第五十一条第三項中「精神障

ら指定都市の区域に」と、「新居住地を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「新居住地を管轄する市町村長を經由して（新居住地が指定都市の区域にあるときは、直接）」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（新居住地が指定都市の区域にあるときは、当該指定都市の市長）」と、同条第五項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は指定都市の市長は」と、「旧居住地の都道府県知事」とあるのは「旧居住地の都道府県知事（旧居住地が指定都市の区域にあつたときは、当該指定都市の市長）」と、「新居住地を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「新居住地を管轄する市町村長を經由して（新居住地が指定都市の区域にあるときは、直接）」と、同令第八条第二項中「その申請を受理した市町村長においてその者の」とあるのは「その者の」と読み替えるものとする。

7 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二の四第一項の規定による精神障害者社会復帰施設についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第五十条の

害者社会復帰施設の設置者」とあるのは「精神障害者社会復帰施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同条第四項第二号中「精神障害者社会適応訓練事業」とあるのは「精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会適応訓練事業」と、同項第三号中「前二項」とあるのは「第一項及び前項」と、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第四条の二第一項中「市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）」が申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項及び第四項並びに同令第七条第二項中「市町村長を經由して、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同条第三項中「市町村長」とあるのは「指定都市の市長」と、同条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「指定都市の区域から当該指定都市の区域外に、又は指定都市の区域外から指定都市の区域に」と、「新居住地を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「新居住地を管轄する市町村長を經由して（新居住地が指定都市の区域にあるときは、直接）」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（新居住地が指定都市の区域にあるときは、当該指定都市の市長）」と、同条第五項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は指定都市の市長は」と、「旧居住地の都道府県知事」とあるのは「旧居住地の都道府県知事（旧居住地が指定都市の区域にあつたときは、当該指定都市の市長）」と、「新居住地を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「新居住地を管轄する市町村長を經由して（新居住地が指定都市の区域にあるときは、直接）」と、同令第八条第二項中「その申請を受理した市町村長においてその者の」とあるのは「その者の」と読み替えるものとする。

7 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二の四第一項の規定による精神障害者社会復帰施設についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第五十条の二



二の五第一項の規定による精神障害者社会復帰施設の設備又は運営の改善についての都道府県知事の命令等に関する規定は、これを適用しない。

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇九（略）

十 中核市が行う児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令に関する事務

一一〇（略）

十四 児童福祉法第五十条の規定による費用（同条第二号の費用のうち児童委員に要する費用並びに同条第五号及び第五号の二の費用を除く。）の支弁に関する事務

一一一（略）

の五第一項の規定による精神障害者社会復帰施設の設備又は運営の改善についての都道府県知事の命令等に関する規定、同法第五十条の三の第三第一項の規定による精神障害者居宅生活支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第五十条の三の四第一項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇九（略）

十 中核市が行う児童福祉法第六条の二第五項に規定する児童居宅生活支援事業及び同条第十項に規定する障害児相談支援事業に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令に関する事務

一一〇（略）

十四 児童福祉法第五十条の規定による費用（同条第二号の費用のうち児童委員に要する費用及び同条第四号から第五号の二までの費用を除く。）の支弁に関する事務

一一一（略）

2 前項の場合においては、児童福祉法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、「障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業（以下「障害児相談支援事業等」という。）

）とあるのは「障害児相談支援事業」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「障害児相談支援事業等を行う者」とあるのは「障害児相談支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（中核市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 第七百七十四条の二十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において

2 前項の場合においては、児童福祉法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、「児童居宅生活支援事業等」とあるのは「児童居宅生活支援事業及び障害児相談支援事業」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「児童居宅生活支援事業等を行う者」とあるのは「児童居宅生活支援事業及び障害児相談支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（中核市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 第七百七十四条の二十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において

準用する前項」と、同条第五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第四十六条第四項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第五十四条」とあるのは「第十八条第一項（児童委員に係る部分に限る。）及び第五十四条（第七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設に係る部分に限る。）」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「障害児相談支援事業等」とあるのは「同法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業」と、「児童福祉施設」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

（身体障害者の福祉に関する事務）

第七十四条の四十九の四 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十一条の規定による身体障害者更生相談所の設置、同法第十一条の二第一項の規定による身体障害者福祉司の設置、同法第二十一条の三の規定による盲導犬の貸与等、中核市が行う身体障害者相談支援事業等）に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに中核市が設置する身体障害者更生援護施設に係る同法第四十一条の規定による

準用する前項」と、同条第五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第四十六条第四項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第五十四条、第五十五条並びに」とあるのは「第十八条第一項（児童委員に係る部分に限る。）」、「第五十四条（第七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設に係る部分に限る。）」、「第五十五条及び」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「児童居宅生活支援事業等」とあるのは「同法第六条の二第五項に規定する児童居宅生活支援事業及び同法第十項に規定する障害児相談支援事業」と、「児童福祉施設」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

（身体障害者の福祉に関する事務）

第七十四条の四十九の四 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十一条の規定による身体障害者更生相談所の設置、同法第十一条の二第一項の規定による身体障害者福祉司の設置、同法第二十一条の三の規定による盲導犬の貸与等、中核市が行う身体障害者居宅生活支援事業等）に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに中核市が設置する身体障害者更生援護施設に係る同法第四十一条の規定による

事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七十四条の二十八第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、身体障害者福祉法第二十六条及び第二十六条の二中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第二十七条第三項及び第五項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第三十九条第一項及び第四十条中「身体障害者相談支援事業等を行う者」とあるのは「身体障害者相談支援事業等を行う者（都道府県を除く。）」と、身体障害者福祉法施行令第九条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「中核市の区域から当該中核市の区域外に、又は中核市の区域外から中核市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（新居住地が中核市の区域にあるときは、当該中核市の市長）」と、同条第六項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は中核市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（旧居住地が中核市の区域にあつたときは、当該中核市の市長）」と、同令第二十八条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

3 第七十四条の二十八第四項及び第六項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十四条の四十九の四第一項」と、同条第六項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と読み替えるものとする。

よる事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七十四条の二十八第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、身体障害者福祉法第二十六条及び第二十六条の二中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第二十七条第三項及び第五項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第三十九条第一項及び第四十条中「身体障害者居宅生活支援事業等を行う者」とあるのは「身体障害者居宅生活支援事業等を行う者（都道府県を除く。）」と、身体障害者福祉法施行令第九条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「中核市の区域から当該中核市の区域外に、又は中核市の区域外から中核市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（新居住地が中核市の区域にあるときは、当該中核市の市長）」と、同条第六項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は中核市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（旧居住地が中核市の区域にあつたときは、当該中核市の市長）」と、同令第二十八条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

3 第七十四条の二十八第二項、第五項及び第七項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、同条第五項中「第一項」とあるのは「第七十四条の四十九の四第一項」と、同条第七項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と読み替えるものとする。

(社会福祉事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の七 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する社会福祉事業に関する事務は、社会福祉法第七章及び第八章の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、これらの章中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 (略)

二 社会福祉法第二条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業に係る同法第七十二条第二項の規定による社会福祉事業の制限又はその停止の命令に関する事務

三 (略)

2・3 (略)

(知的障害者の福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の八 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法及び知的障害者福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による知的障害者更生相談所の設置、同法第十三条第一項の規定による知的障害者福祉司の設置並びに中核市が行う知的障害者相談支援事業に係る同法第二十一条の二の規定による質問等及び同法第二十一条の三の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の三十の三第四

(社会福祉事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の七 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する社会福祉事業に関する事務は、社会福祉法第七章及び第八章の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、これらの章中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 (略)

二 社会福祉法第二条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業及び精神障害者居宅生活支援事業に係る同法第七十二条第二項の規定による社会福祉事業の制限又はその停止の命令に関する事務

三 (略)

2・3 (略)

(知的障害者の福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の八 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法及び知的障害者福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による知的障害者更生相談所の設置、同法第十三条第一項の規定による知的障害者福祉司の設置並びに中核市が行う知的障害者居宅生活支援事業に係る同法第二十一条の二の規定による質問等及び同法第二十一条の三の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の三十の

項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、知的障害者福祉法第十八条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第十九条第二項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第二十条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「知的障害者相談支援事業を行う者」とあるのは「知的障害者相談支援事業を行う者（都道府県を除く。）」とする。

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節、第二節第三款及び第五款並びに第三節並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、中核市が行う同法第七十九条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係る同法第八十一条の規定による質問等及び同法第八十二条の規定による制限又は停止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、障害者自立支援法第八条第一項中「自立支援給付を」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一

三第四項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、知的障害者福祉法第十八条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第十九条第二項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第二十条中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「知的障害者居宅生活支援事業等を行う者」とあるのは「知的障害者居宅生活支援事業等を行う者（都道府県を除く。）」とする。

3 (略)

第七百七十四条の四十九の十二 削除

条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。  
（を）」と、同条第二項中「自立支援医療費」とあるのは「自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第九条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一条第一項中「自立支援給付に關して」とあるのは「自立支援給付（第十九条第一項に規定する介護給付費等及び高額障害福祉サービス費（いずれも精神障害者に係るものを除く。）」並びに障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。）」に關して」と、「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十二条中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第四十八条第一項中「ときは、指定障害福祉サービス事業者」とあるのは「ときは、指定障害福祉サービス事業者（附則第十条第一項、第四項及び第五項並びに第十一条第一項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地

域生活援助事業を行っている者を除く。以下この項において同じ。）

「と、同法第四十九条第一項中「指定障害福祉サービス事業者」とあるのは、「指定障害福祉サービス事業者（附則第十条第一項、第四項及び第五項並びに第十一条第一項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者を除く。）」と、同法第五十条第一項各号列記以外の部分中「指定障害福祉サービス事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者（附則第十条第一項、第四項及び第五項並びに第十一条第一項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者を除く。）」と、同法第五十一条中「場合」とあるのは「場合（附則第十条第一項、第四項及び第五項並びに第十一条第一項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされたこの法律の施行の日において精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者を除く。）」と、同法第五十四条第一項中「申請」とあるのは「申請（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第二項中「医療機関（）」とあるのは「医療機関（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。）」の実施」と、「ときは、指定自立支援医療機関」とあるのは「ときは、当該自立支援医療に係る指定自立支援医療機関」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定



する精神通院医療を除く。)を」と、同法第七十三条第一項中「並びに自立支援医療費」とあるのは「並びに自立支援医療費(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。)」と、同条第三項及び第四項中「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費等(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。)」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」と、同法第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第九十四条第一項第一号中「費用」とあるのは「費用(精神障害者に係るものに限る。)」と、障害者自立支援法施行令第三十三条中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。)」とする。

3 第七百七十四条の三十二第二項及び第五項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の十二第二項」と、同条第五項中「第七百七十四条の十九第二項」とあるのは「第七百七十二条の二十二第二項」と読み替えるものとする。

(関与の特例)

第七百七十四条の四十九の十九の二 中核市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二の四第一項の規定による精神障害者社会復帰施設についての都道府県知事の報告の徴

(関与の特例)

第七百七十四条の四十九の十九の二 中核市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二の四第一項の規定による精神障害者社会復帰施設についての都道府県知事の報告の徴

収等に関する規定及び同法第五十条の二の五第一項の規定による精神障害者社会復帰施設の設備又は運営の改善についての都道府県知事の命令等に関する規定は、これを適用しない。

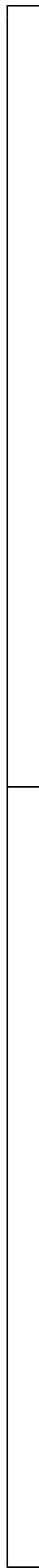
政令	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)	(略)
事務	(略)	第五条、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	(略)

別表第二 第二号法定受託事務(第一条関係)  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

収等に関する規定、同法第五十条の二の五第一項の規定による精神障害者社会復帰施設の設備又は運営の改善についての都道府県知事の命令等に関する規定、同法第五十条の三の三第一項の規定による精神障害者居宅生活支援事業についての都道府県知事の報告の徴収等に関する規定及び同法第五十条の三の四第一項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

政令	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)	(略)
事務	(略)	第四条の二第二項から第四項まで、第五条の三、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	(略)

別表第二 第二号法定受託事務(第一条関係)  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。



改 正 案	現 行
<p>（関税を免除する身体障害者用の器具の指定等）                      第十六条の二（略）</p> <p>2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身体障害者又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第四号若しくは第三項第四号の二若しくは第五号（定義）に規定する事業を営むる国、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれのないことが明らかなものについては、この限りでない。</p>	<p>（関税を免除する身体障害者用の器具の指定等）                      第十六条の二（略）</p> <p>2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身体障害者又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第四号若しくは第三項第五号（定義）に規定する事業を営むる国、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれのないことが明らかなものについては、この限りでない。</p>

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）新旧対照表  
 （附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（政令で定める病気）          第五条の二 法第五条第一項第二号の政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 統合失調症          二 四（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（政令で定める病気）          第五条の二 法第五条第一項第二号の政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 精神分裂病          二 四（略）</p>

改正案	現行
<p>（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）                      第三十三条の二の三 法第九十条第一項第一号イの政令で定める精神病は、<u>統合失調症</u>（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）とする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）                      第三十三条の二の三 法第九十条第一項第一号イの政令で定める精神病は、<u>精神分裂病</u>（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）とする。</p> <p>2～4 （略）</p>

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）新旧対照表  
 （附則第二十二條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）                  第二条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～四</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、                  障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者                  デイサービス（同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害                  者福祉法に規定する身体障害者デイサービスに限る。以下この号に                  おいて同じ。）を行う事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定                  める基準に適合するもの（障害者デイサービスを行う事業を行う部                  分に限る。）</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（特定社会福祉事業）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業は                  、障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障                  害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サ                  ービスとみなされた事業を含む。）のうち児童デイサービス、短期入                  所又は障害者デイサービスを行う事業とする。</p>	<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）                  第二条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～四</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、同                  法に規定する身体障害者デイサービス事業を行うものであつて、厚                  生労働大臣が定める基準に適合するもの（身体障害者デイサービス                  事業を行う部分に限る。）</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（特定社会福祉事業）</p> <p>第二条 法第二条第二項第五号に規定する政令で定める社会福祉事業は                  、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項の規                  定による届出がされた精神障害者居宅生活支援事業とする。</p>

○母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）新旧対照表  
 （附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療に関する審査機関）</p> <p>第一条 母子保健法（以下「法」という。）<u>第二十条第七項</u>において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十一条の九の四第三項</u>に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）<u>第四十五条第六項</u>に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</p>	<p>（医療に関する審査機関）</p> <p>第一条 母子保健法（以下「法」という。）<u>第二十条第六項</u>において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十一条の三第三項</u>に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）<u>第四十五条第六項</u>に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</p>



○水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）新旧対照表  
 （附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五条第一号の政令で定める事業）                  第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。                  一～十 （略）                  十一 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第五条の二第三項に規定する便宜又は身体障害者若しくはその介護を行う者につき手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の国土交通省令で定める便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業                  十二～十六 （略）</p>	<p>（法第五条第一号の政令で定める事業）                  第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。                  一～十 （略）                  十一 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第五条の二第三項又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業                  十二～十六 （略）</p>

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）新旧対照表  
 （附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>2                  28 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）                  一〇二七 （略）</p> <p>（他の法律による給付等との調整）                  第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p>	<p>2                  28 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）                  一〇二七 （略）</p> <p>（他の法律による給付等との調整）                  第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p>

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号） 新旧対照表  
 （附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定とする。</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（療養、医療等の範囲）                  第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づく療育の給付に係る医療、同法第二十一条の九の六（慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業）の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給に係る医療及び同法第二十二条第一項（助産の実施）の規定による助産の実施、同法第二十七条第一項第三号（都道府県のとるべき措置）に規定する措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第二項に規定する指定医療機関への委託措置又は同法第三十三条（児童の一時保護）に規定する一時保護に係る医療</p> <p>七の二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第十</u>八条第四項（障害福祉サービス、施設入所等の措置）に規定する指定医療機関への委託措置に係る医療</p> <p>八〇九（略）</p> <p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）                  第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次</p>	<p>（療養、医療等の範囲）                  第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づく<u>育</u>成医療の給付又は<u>育成</u>医療に要する費用の支給に係る医療及び療育の給付に係る医療、同法第二十一条の九の二（慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業）の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに同法第二十二条第一項（助産の実施）の規定による助産の実施、同法第二十七条第一項第三号（都道府県のとるべき措置）に規定する措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第二項に規定する指定医療機関への委託措置又は同法第三十三条（児童の一時保護）に規定する一時保護に係る医療</p> <p>八〇九（略）</p> <p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）                  第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次</p>

に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係るものに限る。）、同法附則第八条第二項（介護給付費等及び障害福祉サービスに関する経過措置）の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号に掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、児童福祉法第六条の二第六項（児童居宅生活支援事業等）に規定する児童居宅生活支援事業等、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第二十六条第一項（事業の開始等）に規定する身体障害者居宅生活支援事業等、知的障害者福祉法第十八条（知的障害者居宅生活支援事業等の開始）に規定する知的障害者居宅生活支援事業等その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号に掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

○臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）新旧対照表  
 （附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>臓器の移植に関する法律 附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>五十五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）</p> <p>五十六 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）</p> <p>五十七 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）</p>	<p>臓器の移植に関する法律 附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>五十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の政令</u>で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、<u>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定とする。</u></p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の政令</u>で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、<u>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定とする。</u></p>

○日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第二百八十四号）新旧対照表  
 （附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九第五項 二 （略） 三 削除 四 四十二 （略） 四十三 削除 四十四 四十八 （略）			
児童福祉法第二十一条の九第五項	（略）	児童福祉法第二十一条の九第四項	（略）
生活保護法第四十九条	その主務大臣	身体障害者福祉法第十九条の二第二項	その主務大臣
	日本郵政公社		日本郵政公社
（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九第四項 二 （略） 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項 四 四十二 （略） 四十三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十三条 四十四 四十八 （略）			
2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。			



(略)
(略)
(略)

(略)	条 生活保護法第四十九
(略)	その主務大臣
(略)	日本郵政公社

○独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）新旧対照表  
 （附則第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が定める事業のうち、別に厚生労働大臣が定める事業を行う医療法人</p> <p>三 （略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、第八項の短期入所又は第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である民法第三十四条の規定により設立した法人</p> <p>五〇七 （略）</p>	<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が定める事業を行う医療法人</p> <p>三 （略）</p> <p>四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二に規定する精神障害者居宅生活支援事業を行う医療法人又は民法第三十条の規定により設立した法人</p> <p>五〇七 （略）</p>

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）新旧対照表  
 （附則第三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（他の法令の準用）                      第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。                      一・二（略）                      三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一條の九第五項                      四・五（略）                      六 削除                      七〇四十九（略）                      五十 削除                      五十一〇六十三（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>					
児童福祉法第二十一	（略）	（略）	児童福祉法第二十一	（略）	（略）
定	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	定	読み替える法令の規定	読み替えられる字句
		読み替える字句			読み替える字句

(略)	生活保護法第四十九 条	条の九第五項
(略)	その主務大臣	
(略)	当該病院若しくは診 療所又は薬局を開設 する国立大学法人	

(略)	生活保護法第四十九 条	身体障害者福祉法第 十九条の二第一項	条の九第四項
(略)	その主務大臣	その主務大臣	
(略)	当該病院若しくは診 療所又は薬局を開設 する国立大学法人	当該病院若しくは診 療所又は薬局を開設 する国立大学法人	

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）新旧対照表  
 （附則第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（他の法令の準用）                      第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                      一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九第五項                      二・三 （略）                      四 削除                      五 三十四 （略）                      三十五 削除                      三十六 四十三 （略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>			
児童福祉法第二十一条の九第五項	（略）	児童福祉法第二十一条の九第四項	（略）
生活保護法第四十九条及び第五十四条の	その主務大臣	身体障害者福祉法第十九条の二第一項	その主務大臣
	院機構		院機構
<p>（他の法令の準用）                      第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                      一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九第四項                      二・三 （略）                      四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項                      五 三十四 （略）                      三十五 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十三条                      三十六 四十三 （略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>			
児童福祉法第二十一条の九第四項	（略）	児童福祉法第二十一条の九第四項	（略）
身体障害者福祉法第十九条の二第一項	その主務大臣	身体障害者福祉法第十九条の二第一項	その主務大臣
	院機構		院機構

(略)	二 第一項
(略)	
(略)	

(略)	生活保護法第四十九 条及び第五十四條の 二第一項	
(略)	その主務大臣	
(略)	独立行政法人国立病 院機構	

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）新旧対照表  
 （附則第三十六条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（処遇の実施計画の記載事項）                      第十一条 法第百四条第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 地域社会における処遇（指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健福祉法第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第二十九条</u>その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者（以下「通院対象者」という。）に対してなされる援助をいう。以下同じ。）の実施により達成しようとする目標</p> <p>二〇七（略）</p>	<p>（処遇の実施計画の記載事項）                      第十一条 法第百四条第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 地域社会における処遇（指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健福祉法第四十七条、<u>第四十九条</u>その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者（以下「通院対象者」という。）に対してなされる援助をいう。以下同じ。）の実施により達成しようとする目標</p> <p>二〇七（略）</p>

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）新旧対照表  
 （附則第三十七条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）            第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第四条</u>に規定する知的障害者相談支援事業の用に供する施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二</u>第一項に規定する障害児相談支援事業、<u>同条第三項</u>に規定する放課後児童健全育成事業若しくは<u>同条第四項</u>に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、<u>同法第三十九条第一項</u>に規定する保育所、<u>同法第四十条</u>に規定する児童厚生施設又は<u>同法第四十四条の二</u>第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第四条の二</u>第一項に規定する身体障害者相談支援事業若しくは<u>同条第二項</u>に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は<u>同法第三十一条の二</u>に規定する身体障害者福祉センター</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）            第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第四条第八項</u>に規定する知的障害者デイサービス事業、<u>同条第九項</u>に規定する知的障害者短期入所事業、<u>同条第十項</u>に規定する知的障害者地域生活援助事業又は<u>同条第十一項</u>に規定する知的障害者相談支援事業の用に供する施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二</u>第八項に規定する児童デイサービス事業、<u>同条第九項</u>に規定する児童短期入所事業、<u>同条第十項</u>に規定する障害児相談支援事業、<u>同条第十二項</u>に規定する放課後児童健全育成事業若しくは<u>同条第十三項</u>に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、<u>同法第三十九条第一項</u>に規定する保育所、<u>同法第四十条</u>に規定する児童厚生施設又は<u>同法第四十四条の二</u>第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第四条の二</u>第七項に規定する身体障害者デイサービス事業、<u>同条第八項</u>に規定する身体障害者短期入所事業、<u>同条第九項</u>に規定する身体障害者相談支援事業若しくは<u>同条第十項</u>に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は<u>同法第三十一条の二</u>に規定する身体障害者福祉センター</p>



四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設、同条第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター

五〇七（略）

八 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業、同条第八項に規定する短期入所を行う事業、同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業又は同法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスを行う事業の用に供する施設

九〇十（略）

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設、同条第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第四項に規定する精神障害者福祉ホーム若しくは同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター又は同法第五十条の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業若しくは同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業の用に供する施設

五〇七（略）

八〇九（略）